

働き方改革関連法の概要と 中小企業に求められる具体的対応策

今年の6月、国では長時間労働の是正、多様な働き方の実現を目指し、「働き方改革関連法案」が可決されました。同法案には、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金などが盛り込まれ、中小・小規模企業においても就業時間の管理や賃金体系の見直しなどさまざまな対応が必要になります。また、建設業では5年間猶予期間の後、2024年4月1日より適用されるなど、業種によっても注意すべきポイントが異なります。「対応すべきだけれど何から手をつけてよいかかわからない」といった疑問をお持ちの中小・小規模事業者の方はぜひ、奮ってご参加ください。

開催 要項

- 日 時：2018年11月22日(木)午前10時～12時 ※受付開始は9:40
- 会 場：台東区民会館9階「特別会議室（大）」（住所:台東区花川戸 2-6-5）
東京メトロ銀座線浅草駅徒歩5分／都営地下鉄浅草線浅草駅徒歩8分
- 定 員：60名（各回）※台東区外の方もご参加いただけます。
- 参加費：無 料
- 申込み：下欄に必要事項をご記入のうえFAXにてお申込みください
- 講 師：働き方改革推進支援センター 担当者

※働き方改革推進支援センターは、働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として厚生労働省が47都道府県に設置している機関です。

主 な 内 容

- (1) 働き方改革関連法の概要
- (2) 働き方改革関連法の中小企業に求められる具体的対応
- (3) 業種別・注意すべきポイント

【お問合せ先】東京商工会議所 台東支部 TEL:3842-5031 【清水】
(〒111-0033 台東区花川戸 2-6-5 台東区民会館 1 階)

-----<切り取らずにこのままFAXください>-----

FAX:3843-1206 東商台東支部行 【働き方改革セミナー申込書】

会社名		電 話	
		FAX	
所在地	〒		
お役職・ ご氏名			

※ご記入頂いた情報は当該事業に関する連絡・記録のため使用いたします。また、東京商工会議所からの各種情報提供のために使用することがございます。今後情報提供をご希望しない場合は、東京商工会議所台東支部までFAX(03-3843-1206)にてご連絡をお願いいたします。